

青森みちのく銀行DCスーパー定期

元本確保型商品

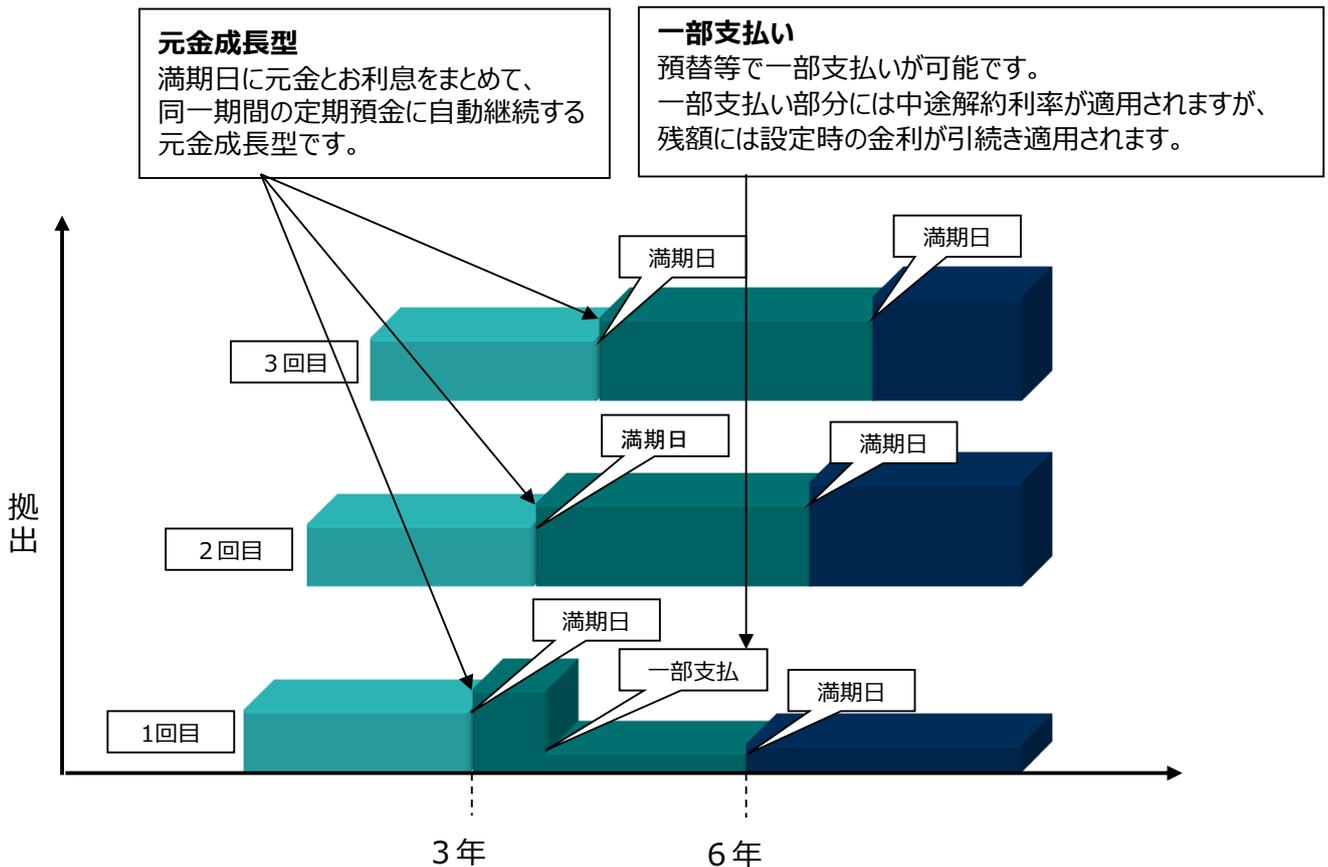
商品概要

青森みちのく銀行が提供する確定拠出年金専用の定期預金です。
市場金利に応じて、青森みちのく銀行が独自に設定した金利を適用します。

預入れ期間は3年です。
中途解約、一部支払いが可能です。

お預入れ時の金利は満期日まで変わりません。
中途解約の場合は、当初設定金利に関わらず、所定の中途解約利率が適用されます。

概念図



青森みちのく銀行DCスーパー定期

元本保証型商品

ご購入の対象

- 確定拠出年金制度の加入者が対象です。ただし、預金名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。

持分の管理

- 加入者個々の持分についての計算は元金によるものとします。なお、加入者の個人別持分は記録関連運営機関により計算・管理されます。

預入期間

- 3年の定型方式です。

預入時のお取扱い

- 確定拠出年金制度における年金資産(拠出、預替、移換等による資産)を1円以上1円単位でお預入れいただけます。上限はございません。

満期時のお取扱い

- 満期となった預金明細の元利金を新元金として、自動継続します。継続日または預入日の同一のものがある場合には、一本に取り纏めて、合計金額にて一契約として預入します。

支払時のお取扱い

- 確定拠出年金法およびご加入の確定拠出年金規約にもとづいた事由(給付または預替)により払い戻しいたします。
- 預替等で支払いを行なう場合は、一部支払いが可能です。
- 複数の預金明細があり、預替等で支払いを行なう場合は、支払時からみて預入日の古い順に支払いを行ないます。

利息

- 市場金利に応じて、青森みちのく銀行が独自に設定した金利を適用します。
- 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割りによる半年複利計算で、円未満は切り捨てとします。
- お預入れ時の金利は、満期時まで変わらない確定利回りの商品です。
- 一部支払い後の残金についても引き続き上記の利率を適用します。

お利息に関する課税

- 青森みちのく銀行DCスーパー定期預金の利息については、非課税です。

手数料

- 預金の預入れ、お支払い等に関する手数料はいただきません。

中途解約時の適用金利

- 中途解約時の適用金利は、次の預入期間に応じた金利を適用します。

- 預入日の1カ月後の応当日の前日までに解約する場合
解約日における普通預金の利率
- 預入日の1カ月後の応当日以降に解約する場合
次の(1)および(2)により計算した利率のいずれか高い方の利率を適用します。ただし、「この預金の預入日において、解約時点での元金を中途解約日を満期日として預入した場合に適用されるスーパー定期(300万未満)の店頭表示利率」×90%で計算される利率を上限とします。

- 解約日における普通預金の利率
- 設定時適用金利に、次表の預入期間に応じた掛け目を乗じた利率

	6ヶ月未満	6ヶ月以上 1年半未満	1年半以上 2年半未満	2年半以上 3年未満
掛け目	普通預金金利	20%	30%	40%

- 一部支払い部分についても、青森みちのく銀行DCスーパー定期預金の中途解約利率が適用されます。

預金保険制度の適用

- 青森みちのく銀行DCスーパー定期預金は預金保険制度の対象商品です。

- 加入者が青森みちのく銀行の本支店内にお預けいただいている預金保険対象商品と合算して元本1,000万円までとのおお利息が保護の対象となります。

利益の見込みおよび損失の可能性

- 解約の申し出がない限り、預入日から3年後の満期日に預入時の約定金利で計算した利息を元金に組入れて、自動継続します。
- また、預入期間の途中で解約(一部解約を含みます)した場合でも、上記「中途解約時の適用金利」により計算した利息と元金をお支払いします。
- 商品提供機関(青森みちのく銀行)が破綻した場合において、預金保険制度の保護対象範囲を超える元金および利息については、保護されないおそれがあります。(上記「預金保険制度の適用」参照)